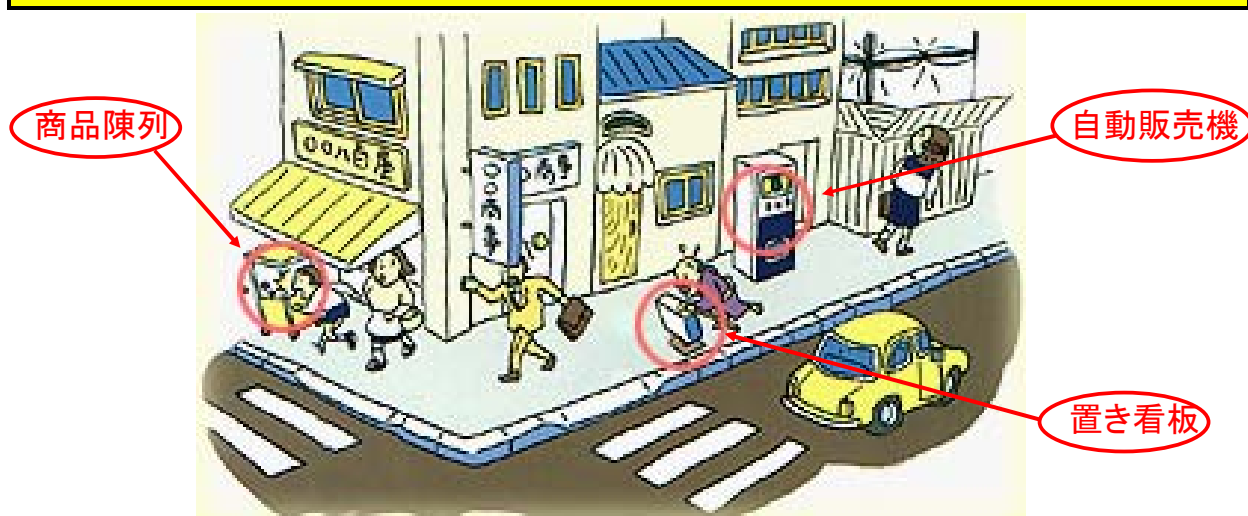


道路の正しい利用について(お知らせ)

道路（歩道含む）は公共の施設です。個人の営業のための行為などは禁止されていますので、正しい利用をされますようお知らせいたします。歩道上に物を置くことは、**美観の阻害はもとより、歩行者等の通行に支障を及ぼし大変危険です。**

- ◆営業目的の「置き看板」の設置
- ◆営業目的の「立て看板」の設置
- ◆営業目的の「のぼり旗」の設置
- ◆商品等の陳列等

は禁止されています



(解説)

道路は一般交通の用に供される**公共の施設**です。そのため、道路敷地では**私権(営業のための行為など)**を行使することができません。(道路法第4条)

また、**車道や歩道上に物(広告看板、商品など)**を放置することも**禁止**されています。(道路法第43条)

これら**違反者**に対しては**罰則が適用**されることがあります。(道路法第100条第3号)
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

お問い合わせ先
国土交通省 仙台西国道維持出張所
TEL 022-226-1493・1494